

第 19 回浅口市マラソン大会出店参加者募集要項

第 19 回浅口市マラソン大会において、指定ブースで出店を行うものです。

1 実施概要

【目的】

マラソン大会に来場される方に大会を楽しんでいただくため、実施するものです。

【日時】

令和7年 12 月 14 日(日)9 時～12 時 ※小雨決行

【場所】

浅口市フットサル場東側駐車場 浅口市寄島町 16089-22

【来場者数】

昨年度 1200 名程度(係員含む)

【注意事項】

- ・開催場所周辺は車両通行禁止区域等を設けます。加えて、参加者の安全確保等のため、車両の出入りは、前日 13 日(土)の 13 時～16 時および、当日 14 日(日)の 6 時 45 分～7 時と 13 時～15 時に限ります。
- ・ブース内に駐車をする場合、移動時を除いて車のエンジンは停止してください。
- ・会場内は指定場所を除き、禁煙です。
- ・第 19 回浅口市マラソン大会の概要は、大会の開催要項で各自ご確認ください。
- ・大会の会場内でランナーを対象に無料の豚汁配布を予定しています。
- ・施設保全のため、フェンスや暴風ネットから1M程度距離を取りブースを設置する予定としています。割り当てられたブース周辺に空きスペースがあっても、そこは使用できません。

2 参加概要

浅口市マラソン大会と一緒に盛り上げてくれる市内事業者または一般の皆様を募集します。

出店料 1 ブース 500 円

- ・火気・発電機等を使用する出店者は東側、使用しない出店者は西側を基準とし、枠を南から配置します。
- ・大会事務局の設定する配置のうち、事務局が抽選を行いブース番号を決定します。
- ・隣接する複数ブースを使用する場合に限り、割り当てられたブースの間が空いている時は、そのスペースに限り使用できるものとします。
- ・ブースの配置は配置案を元としますが、出店希望者の数により変動します。

募集数：発電機を含む火気使用の可能性のある店舗 5～10 店舗程度

その他物品の販売等 5～10 店舗

想定内容：加工食品、生鮮食品、雑貨、ワークショップなど

1ブース：3×3m程度(大幅に超える場合は、販売面積を減らすようお声がけをする場合があります。)

【募集概要】

以下のすべてを満たす必要があります。

- ・出店者は以下の商品・サービスなどを取り扱うことができないものとする
 - ①第三者の権利の侵害する、または第三者を誹謗・中傷・差別する内容の商品など
 - ②ネットワークビジネス(マルチ商法・MLMなど)に該当、もしくは疑われる商品・サービスの販売・提供
 - ③古着、古本、古家電リサイクル品などフリーマーケットとしての参加
 - ④アルコール類(但し、持ち帰り用の地酒の販売は可能。)
 - ⑤コピー品、金券、動物、生き物など
 - ⑥転売を目的に購入したもの
 - ⑦くじ引き、福袋など
 - ⑧その機能または品質に瑕疵のある商品など
 - ⑨社会通念上ふさわしくない商品など
 - ⑩上記のほか法令に違反または違反する恐れのある商品など
- ・参加に必要な物品(テント・販売台・椅子など)は、全て各自でご準備ください。
- ・テントを設置する場合、重りをご用意いただくなど風対策をお願いいたします。
- ・参加に伴う許可及び申請は、参加者にて確認・手続きを行ってください。

【応募条件】

- (1)参加者募集要項をよくお読みいただいた上で、当事務局の運営に賛同いただける方
- (2)代表者が18歳以上の方
- (3)反社会勢力にかかわりがないこと
- (4)宗教、政治活動を目的としないこと
- (5)法令、公序俗等に違反しないこと
- (6)著作権、肖像権の侵害をしないこと
- (7)暴力団及びそれに準ずる者等、いわゆる反社会的勢力との一切のかかわりのないこと

【ブース使用について】

- ・販売スペースは、3×3m程度
- ・ブースの配置については、事務局に一任ください。
- ・参加者同士での場所変更は禁止とさせていただきます。諸事情がある場合の要望については、申込時に、申込書の備考欄にご記入ください。複数の事業者が共同で1つのブースに出店することはできません。

【搬入・搬出について】

- ・前日準備は13時～16時で車両の乗入れが可能です。ただし、鍵等はありませんので、盗難防止対策等は各自で行ってください。
- ・当日の搬入可能時間は8時まで、うち車両の出入りは7時までとします。撤収時間は正午以降とし、車両の出入りは13時～15時に限ります。15時30分までには撤収を完了させてください。
- ・当日はマラソン大会の開催中に搬入・搬出を行うことになります。指定された時間以外は施設前の道路に通行規制をかけるため、車両の出入りはできません。
- ・ブース内に駐車されない場合は、フットサル場北側駐車場（一般駐車場予備）をご利用ください。なお、駐車場出入り口は、9時～12時の間出入りに規制が掛かります（ランナー優先）のでご注意ください。場所の詳細は参加決定後の案内時に一緒にご案内予定としております。

【電気・火気について】

- ・電気と火気使用については、必ず申込時に申告してください。
 - ・会場に電源はありません。電気が必要な場合、ご自身で発電機等をご準備ください。
 - ・電気・火気を使用できるスペースには限りがありますので、事務局で調整をお願いする場合があります。
- ※発電機・火気を使用する場合、必ず消火器もご準備ください。**

【清掃・ゴミの処理について】

- ・各ブースで発生するごみは、参加者で責任をもって持ち帰ってください。
- ・終了後は使用した場所をきれいにし、原状回復してください。

【販売価格について】

- ・適正価格での販売をお願いいたします。

【販売品責任について】

- ・お客様からの苦情に対しては、各店舗で対応をお願いいたします。
- ・参加者が販売した商品に対する責任は、参加者に帰属します。販売する際には、左記に同意したものとし食中毒予防に万全の注意をしてください。
- ・来場者に与えたケガ等についても事務局では一切責任を負いません。

【記録写真の撮影、使用について】

- ・会場内での事務局による写真・動画撮影にご協力をお願いいたします。HP等でのPRに使用させていただくことがあります。

3 参加への流れ

①参加申し込み

- ・誓約書兼参加申込書をダウンロードして下さい。
- ・誓約書兼参加申込書に必要事項を記入の上、事務局へ持参し、お申し込み下さい。
- ※上記方法以外のお申し込みはお受けできない可能性があります。

【提出物】

- 1_誓約書兼参加申込書
- 2_参加者の運転免許証の写し(身分証明書)
- 3_各種営業許可書の写し(飲食店の場合のみ。)
- 4_その他出店内容にかかる必要な許可や資格等の取得証明書の写し(国家資格、民間資格等)

【提出期限】

令和7年9月30日(火) ※17時

【提出先】

第19回浅口市マラソン大会事務局(浅口市教育委員会事務局寄島分室内)
所 在:浅口市寄島町 16091-23
電話番号:0865-54-3110

②事前案内の送付

- ・出店申込書を取りまとめ参加者が確定したら、当日の詳細をまとめた案内をメールにて送付いたします。

4 販売にあたっての留意事項

【開業届を提出されていない方へ(趣味での参加など)】

- ・個人の方が開業届を出さずにハンドメイド雑貨の販売やその他事業で収入を得る場合、次の対象者は税務署への確定申告が必要となります。申告しない場合、法的処置が適用され無申告課税が課せられます。対象者は必ず申告してください。また、確定申告が不要な場合でも、住民税申告が必要となる場合があります。申告していないことが発覚した場合、参加をお断りする場合がございます。
- 〈確定申告対象者〉副業の場合:年間所得 20 万円以上／フリーランスの場合:年間所得 48 万円以上

【食品の調理や販売について】

◆食品の取り扱いに際して

- ・食品衛生法に基づき、32業種について営業許可書が必要です。参加内容は必ず取得している許可の範囲内でお願いいたします。
- ・令和3年6月1日に改正食品衛生法が施行され、営業許可業種の一部が変更になるとともに、営業許可業種以外の食品取扱業種の多くは営業の届出が必要になりました。
- ・申請や販売状態に虚偽があると認められた場合、販売停止とする場合があります。
- ・PL保険(生産物賠償責任保険)への加入を推奨します。
- ・食品の取り扱いについては、保健所の指示に従いトラブル防止に努めてください。
- ・保健所へのイベント開催届は、第19回浅口市マラソン大会事務局が一括して行います。

◆加工品の販売について

- ・加工品には、製造販売業の許可書が必要なものがあります。各自で管轄の保健所にて取得してください。

◆アレルギー表示について

容器包装された加工食品・食品添加物で、アレルギー物質を含むものについては、アレルギー物質の表示を義務化、または推奨しておりますのでご注意ください。

①省令で表示義務化(8品目)

卵、乳、小麦、えび、かに、そば、落花生、くるみ

②表示を推奨(20品目)

アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

◆食品表示について

- ・管轄保健所で営業許可を受けた施設で調理、包装して製品にし、ラベルに食品表示(製品名、原材料、内容量、保存方法、賞味期限、製造者、販売者、栄養成分表示等)を記載した商品を販売してください。
- ・食品の表示がないものについては販売できません。

※食品の取り扱いに関する相談・質問等は、管轄の保健所に直接お問い合わせください。
備中保健所井笠支所(TEL:0865-69-1675)

【古物(中古品等)の販売について】※一般の方によるフリーマーケットでの参加は、原則不可。

リサイクル品や中古品等、古物を販売する場合、古物商許可が必要な場合があります。基本的に、フリーマーケット等で自分の不要なものを処分する場合には不要ですが、利益を出すこと(転売)目的に第3者から仕入れた古物を販売する場合は許可の対象です。

※古物の取り扱いに関する相談・質問等は、管轄の警察署に直接お問い合わせください。
玉島警察署(TEL:086-522-0110)

【アルコール類の販売について】※持ち帰り用の地酒販売を除くアルコール提供・販売は不可

アルコール類を瓶や栓を抜かずに販売する場合、税務署への「期限付き酒類小売業免許届出書」が必要です。参加者様ご自身で申請してください。

【その他】

- ・お客さんから求められた際には、必ず領収書を発行できるよう、ご準備をお願いします。
- ・出店内容に必要な許可をよく調べ、許可や届出を行ったうえで参加の申し込みをお願いいたします。許可や届出なく参加されていることが発覚した場合、出店をお断りする場合がございます。

5 イベントPRについて

- ・出店について、出店参加者がInstagram等でPRされることに制限は設けません。
- ・浅口市マラソン大会のHPに出店予定者一覧を掲載予定です。

6 注意事項

- ・時間は厳守してください。
- ・ブース外での販売、勧誘は禁止とします。
- ・来場者とのトラブルや事務局の指示に従えない場合に参加を中止していただく場合がございます。
- ・会場での両替は一切行いません。
- ・会場での商品の破損及び盗難については一切責任を負いません。
- ・申請内容等について、虚偽の事実が判明した場合、出店をお断りする可能性があります。

7 中止について

- ・第19回浅口市マラソン大会は、少雨決行、荒天中止です。詳しくは大会の開催要項でご確認ください。
- ・やむを得ない事態が発生した場合の実施取りやめに伴う損害賠償は一切負いませんのでご了承ください。

第19回浅口市マラソン大会事務局
(浅口市教育委員会事務局寄島分室内)
〒714-0101 浅口市寄島町16091-23
TEL:0865-54-3110/FAX:0865-54-3015
メール:y_kyoiku@city.asakuchi.okayama.jp